



「医療的ケア」が必要な人への支援体制が確保できているのです。『どんな状態であろうと、その生を肯定し支えていく』という仕組みができています」と、

お話しされていました。

この地域だけでなく、もっとたくさんの地域でこのようなことができないといけないと思われました。各地で、しっかりとしたネットワークを生かし、第3号研修を行ってください。

ヘルパー、介護福祉士をはじめ、民生・児童委員、主任児童委員・ボランティアさんが第3号研修を受けて医療的ケアをできる人が増えることを祈ります。また、日本全国どこの地域でもこういう制度をつくって、生きる権利を守ってほしいと思います。

(神戸市 人権啓発推進協力委員、JAM代表 重松るみ)

胃ろう・たん吸引の必要な人を支援したい

Q 主任児童委員をしています。最近、気管切開をしながら元気に過ごされておられるお子さんに出会いました。いろいろな事情で口から食べ物を食べられなくなると、胃ろうを作ったお子さんもおられます。関わりの中で、お母さんの大変さを見ます。私にできることや、一般の人としてできることは、何かありますでしょうか。

私がヘルパーや介護福祉士の資格を持っているわけではないかもしれません。

特別支援学校に通っているお子さんや、作業所に通い、たん吸引や、胃ろうの注入の必要な方に対する制度が、まだ十分にできていないと小耳に挟みました。

皆さん、どうなさっておられるのでしょうか。障がいがあっても、元気に過ごしていける、安心して生きていける社会・制度をつくってほしいです。

医療的ケアの研修を受けてみよう

A 本当にそうですね。厚労省老健局主導の議論の中で、養護学校(特別支援学校)で生まれてきた「医療的ケア」という言葉・精神が一定程度、法の中で認められてきました。医師が行う「医療的行為」とは別に、教員などが行う行為を指しています。たん吸引や、胃ろうの注入などです。

しかし、合計で50時間にも及ぶ「1・2号研修」を修了することは容易ではありません。そこで第3号研修がつくり出されてきました。第3号研修は、その人個人に対する、医療的ケアです。顔の見える関係で、安心してお手伝いができます。京都のある地域で行われている第3号研修は、自立支援協議会によるバックアップ体制圏域ネットワークを活用した「地域ぐるみ」での研修です。

基礎研修の講師、演習の指導者は、医師会・訪問看護ステーション・圏域障がい者支援事業所連絡会を通して、依頼・確保しています。

行政からのバックアップで、